

資料 8

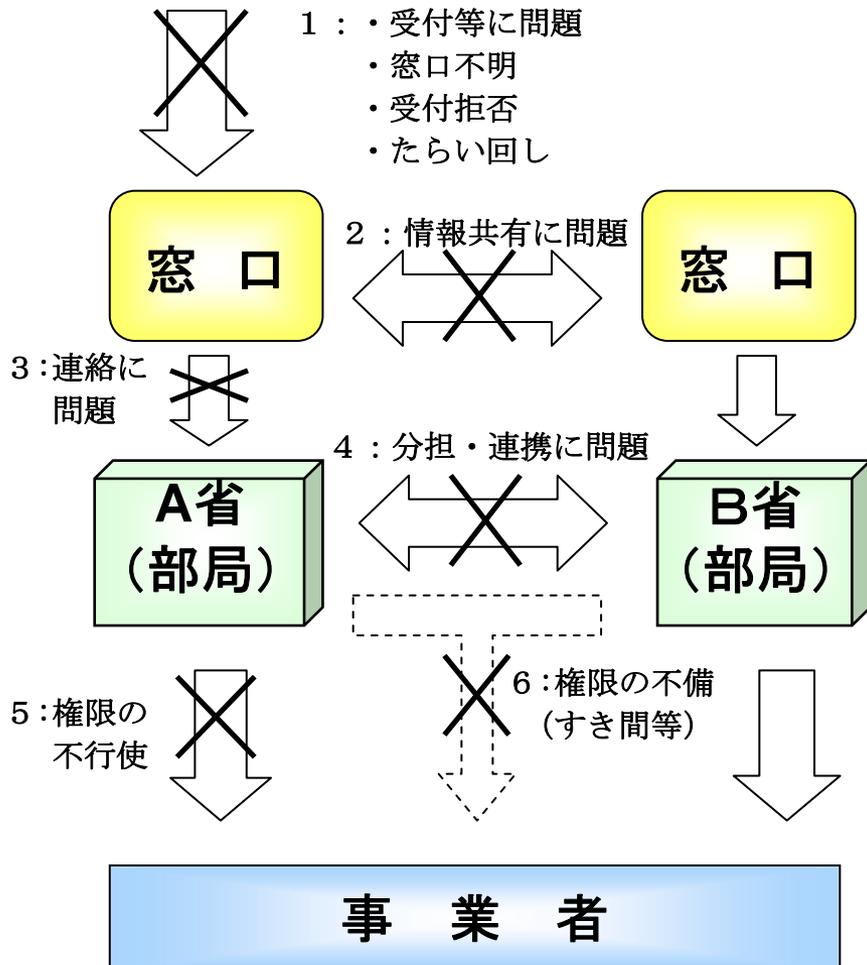
国民生活センター分科会

消費者庁関連法について

これまでの消費者行政の問題点と消費者庁の創設を通じた対応

これまでの問題点

消費者



消費者庁創設後

1. 一元的な消費者相談窓口の設置
2. 3. 情報の一元的集約・分析
4. 5. 消費者に身近な諸法律を所管
6. 消費者安全法によりすき間事案に対応・新法の企画立案
1. ~6. 消費者行政の司令塔として各省庁に勧告、措置要求

消費者庁関連3法の関係について

組織法

<消費者庁及び消費者委員会設置法>

○任務、所掌事務、消費者委員会、等

*これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

<関係法律の整備法>

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用

(表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等

(取引)特定商取引法、特定電子メール法、
貸金業法、割賦販売法、宅建業法、
旅行業法 等

(安全)消費生活用製品安全法 等

すき間
↑

(事業者への
勧告・命令等)

各省庁所管法

措置要求

すき間
↑

(事業者への
勧告・命令等)

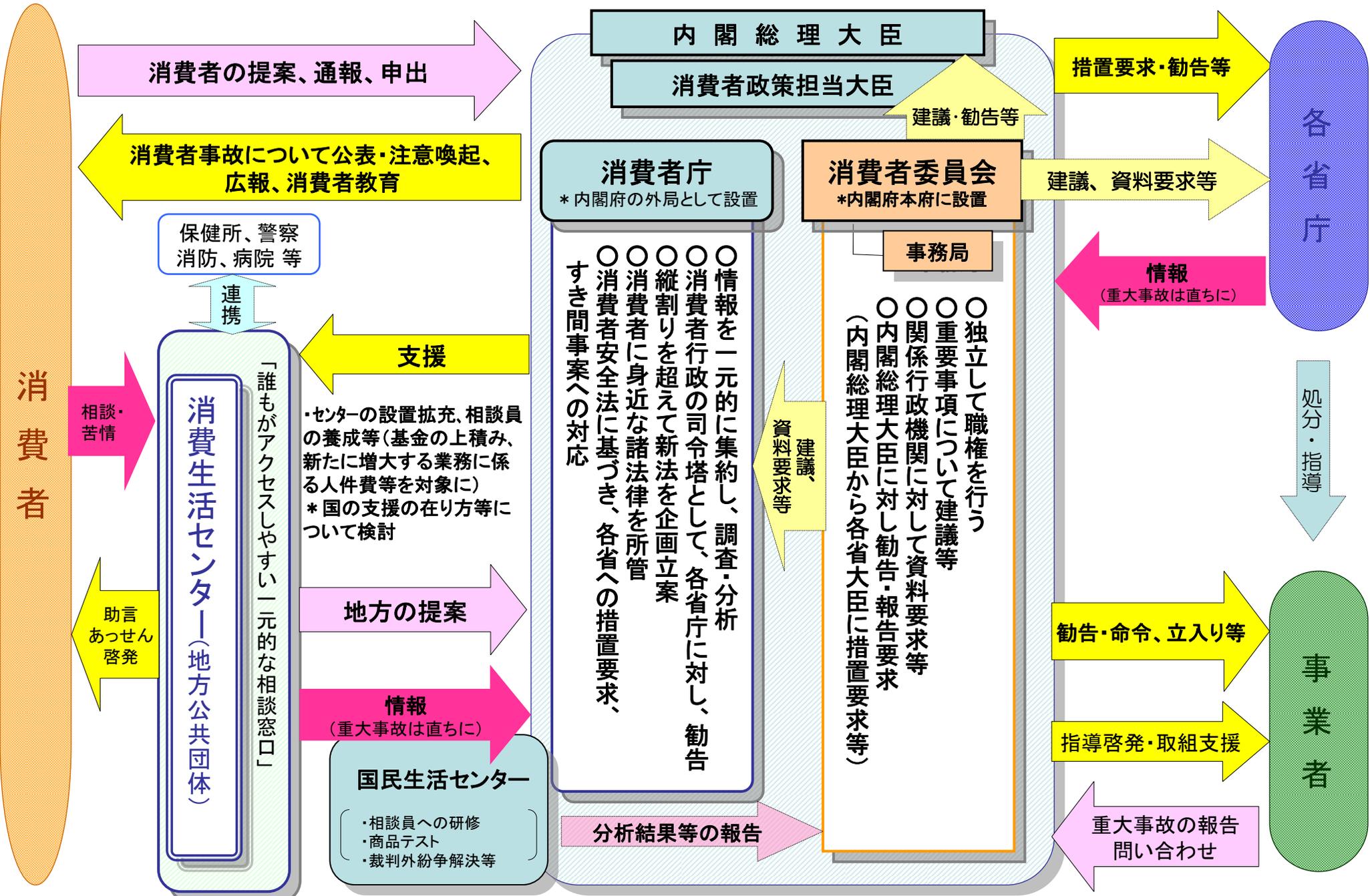
各省庁所管法

措置要求

<消費者安全法>

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あつせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))
 - * 事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
 - (重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令

消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ



消費者庁及び消費者委員会組織図

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣

消費者委員会 (委員10人以内※)

事務局

<内閣府本府に設置される
第三者機関>

事務局長

参事官(1)

(※)非常勤。なお、3人は常勤的に勤めることを
可能にする。
また、2年以内の常勤化を図ることを検討。

消費者庁 (定員202人)

<内閣府の外局>

消費者庁長官

次長

審議官(2)

<司令塔部門担当(1)及び
執行部門担当(1)>

参事官(2)

<司令塔部門>

<執行部門>

総務課

政策
調整課

企画課

消費者
情報課

消費者
安全課

取引
・物価対策課

表示
対策課

食品
表示課